

## 兵庫県における環境影響評価制度のあり方について（案）の概要

### 1 早期における環境配慮（配慮書手続の導入）

事業実施に係る環境の保全について、より適切な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい。このため、事業の早期段階において、計画を公表し、住民、地元市町及び県の意見を求めることにより、事業の位置・規模又は施設の配置・構造等を検討する制度として、概要書手続前に、配慮書手続を導入します。

なお、制度の創設にあたっては、法制度を踏まえつつ、環境影響評価に関する条例（以下「条例」）が環境影響評価法（以下「法」）よりも対象事業種が多く、また、対象事業規模も小さいことに鑑み、効率性の観点から、手続期間を最短で30日間とします。

### 2 概要書段階における説明会の開催

概要書には調査や予測の方法など専門的な内容が含まれており、住民の理解を促進するため、条例においても、法と同様に、概要書の手続段階で、事業者が説明会を開催する手続を導入します。

### 3 概要書、準備書、評価書の公告・公表の方法の変更

現行条例では、事業者が作成した概要書、準備書、評価書（以下「概要書等」）の縦覧場所や期間等について、知事が兵庫県公報に登載することにより公告、縦覧を行うこととしています。

しかしながら、兵庫県公報へ登載する手続に、概要書等の各段階において2週間程度を要しており、手続を迅速かつ効率的に進める観点から、公告、縦覧手続の主体を事業者とし、縦覧方法や意見送付先等を、県や市町の公報又は広報誌、日刊新聞紙への掲載のうち、適切な方法により公告することとします。

### 4 概要書等のインターネット等による公表

住民の概要書等へのアクセスの利便性を向上させることにより、情報交流の充実を図ることが重要であるため、条例においても、法と同様に、事業者が概要書等をインターネット等により公表する手続を導入します。

### 5 要約書の作成

概要書等は一般的に分量が多く、内容も専門的であるため、住民がより理解しやすい情報提供を行うため、条例においても、法と同様に、事業者による概要書等の要約書の作成及び公表の手続を導入します。

### 6 事後監視調査の実施等

条例対象の事業者は、工事着手後、事後監視調査を実施するとともに、供用開始後概ね3年後までの間、毎年、調査を行い、その結果を知事へ報告することが義務付けられています。

このため、法対象事業についても、条例事業と同様に、事業者が調査を行い、結果を知事へ報告するとともに公表する手続を導入します。